



巻 頭 言

雑 感

財団法人 日本植物調節剤研究協会 理事 岩本 毅
財団法人 残留農薬研究所 理事長

これまでも、農薬の安全性を広範なひとびとに正確に理解してもらうさまざまな努力なされてきた。残念ながら、その成果は必ずしも十分でないようである。去る3月に(社)日本植物防疫協会がとりまとめたアンケート調査によると、調査の対象となった都道府県(県庁、試験場、病虫害防除所、普及センターなど)やJAの職員など指導者層の多くが、化学農薬の生産物への残留、使用者に対する健康・安全に問題があるとの認識をいだいているとのことだ。国産の農産物中の農薬残留については、登録農薬の安全性そのものはもちろんのこと厚生労働省による生産物の流通過程での抜き取り検査によっても、残留基準値を上回る事例はほとんどみられないといった実状すらよく理解されていないようである。近頃、とみに外国産農産物から基準値を上回る農薬の残留や我が国では使用の認められていない農薬が検出されたとの報道に接することが多い。このような違法な残留農薬問題の影響をうけて、化学農薬におしなべて不安があるとの認識を払拭できないところにも原因がありそうだ。

農薬を含め化学物質のもつ有害性(ハザード)と危険性(リスク)が峻別されずに理解されている傾向が強いことも気にかかる。個々の農薬の有する有害性の程度と暴露量をもとにしたリスクの評価とその結果にもとづくリスクの管理(安全使用基準や使用上の注意事項などを遵守した適正使用)といった確立された登録農薬の安全性評価システムに対する理解度もいまもって低いとみざるを得ない。また、その基礎となる毒性試験データなどは、GLP制度(農薬、医薬、一般化学物質などの別に我が国では6つのGLP制度あり)のもとで、質的に信頼性が十分確保される制度がととのっていることが十分周知されていないようである。加えて、農薬をはじめ厳格な安全性評価のなされている化学物質と食品一般の安全性や違法・偽装表示問題などが混然となって扱われ、一般のひとびとが感情に

流される余り、もの事を冷静に判断しにくい状況がつくりだされていることにも大きな問題がある。

ところで、このような状況を嘆いているだけでは何の解決にも役立たない。シンポジウムや講演会などにより消費者や農業関係の指導層を啓発し、農薬の安全性に対する理解を深めるところも結構ではあるが、それぞれの地域社会で、農薬のもつ優れた特性を語ってもらえそうな方々の支援を仰ぐことにも期待をかけたいものである。農薬企業や研究機関などで活躍され第一線を退いてはいるものの地域社会であらたな生活をつづけられている方々の力は極めて大きいと思う。農薬の安全性についての豊富な経験をもつ多くのOB関係者に身近なところで、正確な情報にもとづく真つ当な解説を願う機会の創出も必要であろう。と同時に当研究所を見学を訪れる農業関係者などに対してもこれまで以上に積極的な対応が欠かせない。

「食の安全」と「環境問題」が行政的な最重要課題とのこと。前者の場合には、食品安全に関する基本法の制定と新たな行政組織の整備などが検討されている。食の安全確保の問題と云えども、例えば多くの監視員の配置などのために逼迫した国家予算を際限なく投入することには一定の限界があるとすれば、最終的には企業の自己責任や社会的モラルによって解決を図っていくことを基本とすべきであろう。その際には、リスク評価の場などを通じた企業側や試験データの作成者との対話にも十分配慮して欲しいものである。他方、後者については、21世紀が自然共存型社会を目指すのであるならば、現状での影響が明確でない問題への性急な対応よりも、例えば、地球温暖化により2060年頃には、熱帯・亜熱帯産の雑草が本土へ侵入・定着するなど農作物の生育環境に及ぼす影響がでるとの先頃の農水省報告にどう対応していくのかを優先して検討すべきであろう。